

2019年9月吉日

お客様各位

シュナイダーエレクトリック株式会社

謹啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでにご高承のとおり、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下、改正法）に基づき、2019年10月1日より消費税率の10%への引き上げが予定されております。また、引上げと同時に、軽減税率制度が実施される事になります。

これに伴い、弊社における消費税等の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

敬白

記

改正法により、2019年10月1日以降に弊社がご提供する商品・サービス等に係る消費税率は、新税率（10%）が適用されることとなります。（弊社が提供するサービスは経過措置の対象外となっております。）

1. 商品販売

2019年10月1日以降出荷分につきましては、新税率にてご請求させていただきます。
なお、同年9月30日以前にお受けした発注分につきましても、在庫の状況等により出荷が10月1日以降となった場合には新税率が適用されますのでご注意ください。ただし、貴社とのお取引において、貴社にて検収された日をもって売上を確定する旨の契約があります場合には、商品の出荷・着荷日に関わらず、2019年10月1日以降に貴社にて検収されました

ものにつきましては新税率を適用させていただく事になりますので、ご理解の程、よろしくお願い致します。

2. サービス契約

弊社が提供するサービスに関して、2019年10月1日以降に出荷する製品についてのサービス契約につきましては、新税率にてご請求させていただきます。

同様に、2019年9月30日以前にご契約いただいた保守サービスで2019年10月1日以降分として新規に請求書が発行されるものにつきましても、新税率の10%でのご請求となりますので、ご了承ください。

3. 請負工事契約

契約に基づき納入・引渡しを行う工事・物件等につきましては、2019年10月1日以降に貴社にて検収されましたものにつきましては、新税率にてご請求させていただきます。なお、同年9月30日以前の契約分につきましても、貴社における物件等の検収日が10月1日以降である場合には新税率が適用されますのでご注意ください。ただし、2019年3月31日までに締結された契約分につきましては、引き渡しが2019年10月1日以降であっても8%の税率が適用されます。

また、工事完了以前に着手金・前受金等の名目にてお預かりする金銭等がある場合には、これらの金額につきましては消費税は考慮せず、工事完了・検収後の請求時にその時点で適用される消費税率をもって計算したご請求総額から受け取り済みの額を差し引いた額にて請求をさせていただくこととなりますので、ご了承ください。

4. 軽減税率

弊社が販売する商品及び提供するサービスにつきましては軽減税率の適用はありません。

5. 本件に関するお問い合わせ窓口 財務部 東堂 (03-5931-7849)

誠に恐れ入りますが、適正な消費税率の適用につきまして何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上